

<b>① 件名</b>	石巻市牡鹿地域拠点エリアの指定管理者の指定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 東日本大震災により、おしかホエールランドや周辺の観光商店街、航路事業所などが被災し、牡鹿地域の拠点としての機能が失われた状況となったため、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、市民団体と協働して牡鹿地域拠点エリア整備を進めてきた。</p> <p><b>【目的】</b> 牡鹿地域拠点エリアは、おしかホエールランド、観光物産交流施設などで構成される複合的施設であり、それぞれの施設特長を活かしながらか一括して管理運営することにより、効果的・効率的な事業展開が期待できることから、指定管理者を指定するもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年12月19日石巻市条例321号） 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成30年12月21日石巻市条例第51号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>平成30年11月 平成30年度第15回庁議にて（仮称）石巻市牡鹿地域拠点エリアの設置について審議・承認</p> <p>12月 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例制定</p> <p>平成31年1月 指定管理者指定申請書の受理・審査 指定管理者の候補者選定について通知</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>(1) 名称 石巻市牡鹿地域拠点エリア</p> <p>(2) 所在地 石巻市鮎川浜南地内</p> <p>(3) 施設概要          ア 観光物産交流施設 鉄骨造平屋建て：延床面積1,286㎡          イ おしかホエールランド 鉄骨造平屋建て：延床面積1,127㎡          ウ その他附帯施設          捕鯨船：1957年建造、総トン数758トン、長さ68.37m          捕鯨船前広場：13,313㎡          イベント広場：2,680㎡          多目的広場：1,441㎡          北駐車場：乗用車33台</p> <p>(4) 指定期間 平成31年9月1日から平成36年3月31日まで（4年7か月） ただし、平成31年9月1日から平成32年3月31日までは、「観光物産交流施設」のみを管理施設とする。</p> <p>(5) 選定候補者 一般社団法人 鮎川まちづくり協会</p>

(6) 選定方法 非公募

(7) 選定理由 牡鹿地域拠点エリアの管理運営は、捕鯨の歴史文化の紹介、地域の魅力などの情報を発信していくために地域の状況に精通していることが求められ、また、航路事業者や飲食店などテナント入居者の利用形態や地域実情に適応した運営を考慮する必要があることから、地域に根ざし、本事業の計画段階から深く関わり、施設内容を熟知している同協会を選定するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

牡鹿地域拠点エリア内の施設を包括的に管理運営することで、効果的かつ効率的な事業展開が図られ、それぞれの施設の相乗効果により、多くの集客と拠点エリアを核とする牡鹿地域の賑わい創出が期待される。また、航路利用者の利用形態に応じた迅速・適切な管理運営が実施されることにより、地域海上交通の機能性向上と観光客及び住民の利便性向上が図られる。

【財源措置】

債務負担行為 期 間：平成31年度から平成35年度まで

限度額：指定管理者と締結する基本協定書に基づく指定管理料

年度	指定管理料	備考
平成31年度	15,800千円	7か月分（9月～3月）
平成32年度	41,000千円	施設全域を管理対象
平成33年度	41,000千円	
平成34年度	41,000千円	
平成35年度	41,000千円	

※平成32年度以降は、概算見込額とする。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年 2月 市議会第1回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の予算案について提案  
3月 指定管理者の指定について通知  
5月 指定管理に係る基本協定の締結  
8月 観光物産交流施設建設工事完了  
9月 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例施行  
指定管理に係る年度協定の締結  
指定管理者による管理運営開始（観光物産交流施設）  
平成32年 4月 指定管理に係る年度協定の締結  
指定管理者による施設全域の管理運営開始

⑨ その他